

第3回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年6月10日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第10号議案 非農地の現況証明について 第11号議案 農用地利用集積計画の決定について 第12号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 議長	<p>ただ今から、令和元年度 第 3 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願い致します。本日の先導役は、8 番山上真治委員です。よろしくお願い致します。</p> <p>(出席者全委員で農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。そう致しますと、本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は 11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつをお願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ (中略)</p> <p>それでは会を進めます。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。</p> <p>「会期の決定」を議題と致します。お諮りを致します。この総会の会期は、令和元年 6 月 10 日本日 1 日と致します。この事にご異議ございませんか。</p> <p>《なし。の声》</p> <p>ご異議無し、と認めます。それではこの会期は、令和元年 5 月 10 日本日 1 日と致します。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に「議事録署名委員及び書記の指名」についてを議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長において指名をすることにご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。異議無し、と認めます。それでは議長より、指名させていただきます。議事録署名委員には 1 番中村 博委員、2 番清水武敏委員を指名致します。よろしくお願い致します。なお、会議書記につきましては藤井事務局長及び谷岡副主幹をお願いを致します。</p>
3 報告事項 報告事項 第 1 号 水田の畑地変換届について	(議長) 事務局	<p>それでは日程 3 番、報告事項に入ります。1 号 2 号とございます。順次報告をお願い致します。それでは事務局、説明をお願いします。</p> <p>では、報告事項でございます。議案書 2 頁をお願い致します。</p> <p>報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出</p>

<p>報告事項 第 2 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>(事務局)</p> <p>議長</p> <p>中村委員 議長 中村委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>書が提出されたので報告するものであります。</p> <p>(資料は、2-1 頁と資料 1 の 1,2 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 方面——、地目 田、面積 1,849 m²。届出人、方面●●、届出日 令和元年 5 月 20 日でございます。盛土の高さは平均 1.1m で、来年の 8 月末までの予定で地上げを行うものでございます。</p> <p>頁をめくって頂き、2-1 頁が航空写真による位置図であります。それから別冊の資料の 1 頁目が嵩上げ工事の計画平面図で、2 頁目が断面図でございます。田んぼの縦と横で、それぞれ断面が作ってありまして。1 頁目に十字みたいに、此処の断面、此処の断面と云う事で書いてある所の断面でございます。それが報告事項第 1 号でございます。</p> <p>続いて、また本冊頁をめくって頂きまして 3 頁目。</p> <p>報告事項第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 農地法。通知者 貸人 はわい長瀬●●。借人 はわい長瀬●●。土地の表示 はわい長瀬——、地目 畑、面積 1,462 m²。合意の成立日は令和元年 6 月 2 日、土地の引き渡し日は同日であります。以上でございます。</p> <p>はい。以上で説明を終わります。なお、これは報告事項でございますので、ご了承をお願い致します。しかしながら皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をして頂きます様にお願い致します。</p> <p>はい。</p> <p>はいどうぞ。中村委員、どうぞ。</p> <p>1 番の、水田の畑地変換の件で。この断面図がありますけど、これ、上の果樹園と同じ高さになると云う事ですか。</p> <p>はい。それでは説明をお願いします。</p> <p>そうですね。断面図の。2 頁目の断面図 B-B をご覧頂ければと思いますけれども。左の端っこの方に地番の記載があり、その下に小っちゃい字で「梨園」とございますのが、現在ある、お隣の果樹園。ですから、その高さとはほぼ同じ程度まで田んぼを地上げをすると云う事になります。</p>
--------------------------------------	--	---

	<p>山本正義推進委員 議長 中村委員 議長 山本正義推進委員 議長 事務局 山本正義推進委員 事務局 議長 山本正義推進委員 議長 横川委員</p>	<p>ただ、間に畦畔とか水路がございますので、その所は埋めてしまうのではなくて、今ある隣との法面は活かした状態で地上げをすると云う事になります。</p> <p>はい。今の中村委員の関連で。</p> <p>えっと。中村委員、今の説明、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは山本推進委員、どうぞ。</p> <p>続きですけど。高さが梨畑までと云う事ですけど。この下手側、下側は法面ではないかと。図面では法面だけど、とてもじゃないけど持たないんじゃないかと。あまりにも高いんだが。高さが物凄く高い。下の田んぼに影響が出ないだろうかと思います。</p> <p>はい。説明してください。</p> <p>影響の考え方ですけども。田んぼに土を載せたら沈んじゃって、隣の方が浮き上がったたりしないかと云う、そう云う影響ではないですね。</p> <p>そうじゃなくて、ブロックか何かをしてもらうのなら話は分かるけど。この今の状態じゃあ、将来に影響が出て来るんじゃないかと思って。</p> <p>そちらの方ですね。施工の方法につきましては、今ある田んぼの面、それから畔があって、下手側に法面があるんですけども。その畔の所を控えた上で、控えて、そこから法面。1.5分の勾配を付けて盛土をします。で、その盛土の高さなんですけども、下手の方を高くして、山手の果樹園との間の方に水路があるんですけども、そちらの方に表面の雨水は流れる様に。だから下手の田んぼに向けて土が、雨水がドロドロ流れるんじゃなくて、逆勾配をもって上手の方に水を落とす計画になっているものですから。理屈上は雨が降っても、下手の田んぼの方に、土が水と一緒に流れ込むと云う、そう云う危険性は排除した上で。そう云う風な事にならない様な計画になっています。</p> <p>山本委員どうですか。</p> <p>あまり面白くないな。</p> <p>山本推進委員、良いですか。はい、それでは、横川委員。</p> <p>5番、横川です。うちの方面。自分の所ですけど。うちの区長の方には建設会社の方から「こう云う風にさせていただきます。」と云う通知はあったそうです。それでその際に、今中村委員の方</p>
--	--	--

	<p>議長 山本正義推進委員</p> <p>横川委員 山本正義推進委員 横川委員</p> <p>山本正義推進委員 議長 中村委員</p> <p>議長 中村委員 議長 中村委員 事務局</p>	<p>が作られている果樹園、その下に水路があるんですね。水の、排水じゃなくて用水の方の。水路の上に蓋がされてしまいまして、その所詰まってしまったらどうするんだと。自分が建設会社の会長の方に話をさせてもらったんですね。そうしたら、その時にはその場所を掘り起こして、その詰まったごみを除去して頂くと云う事は聞いています。ただ、それ以上の事は区長の方が聞いているはずですので。私、今回は地区の役員になってないもので、区の情報是不分らないです。</p> <p>取り敢えず、その所に水路があつて、その水路が詰まった場合には、建設会社の方が土砂を除けてごみを撤去すると云う事だけは聞いています。</p> <p>山本推進委員どうぞ。</p> <p>建設会社も、何年もそこに居る訳じゃないんだから。事業が終了したら、下の田んぼに物凄く影響があるんじゃないだろうか。</p> <p>今の所、自分が見受けてる限りでは...</p> <p>物凄く高いんだもの。</p> <p>高いです、高いです。2-1の写真ですね、航空写真があります。これの下手側、この写真では上手側になりますね。その所に、赤い斜線の横の所がちょっと空いてますね。色が変わった所が。あその所は、今置いてない状況になってますね。それで下の方に耕作者がおられるものですけど、そちらの方への流れる状況ではないですね。今のところは。</p> <p>ただ、道の下ですね。こちらの方にも用水路が、水路があるんですね。こちらの方には落ちて行かないかなと考えているところですけどね。見る限りでは。</p> <p>まあ、地元の農業委員がおられるので、任せます。</p> <p>えっと、中村委員。ちょっと尋ねますけども、打診がありました。このことについて、隣地の。特に具体的な打診は無かったです。ただ、我々としては、勝手に動いてはいかんよと云う話ですね。ちゃんと手続してくださいよと云うのは言ったんですけどね。この処理をする前に。</p> <p>あの、そうじゃなくて。「地上げしますけども、良いですか。」って言って、何か。</p> <p>それは具体的には無かったです。</p> <p>隣地には、大体そう云った計画等を。</p> <p>隣接者の承諾って云うか、そう云うものはね。</p> <p>よろしいですか。</p>
--	---	---

	議長 事務局	<p>はい、どうぞ。</p> <p>農地の下手、●●さんの農地があるんですけども。●●さんの方には同意を取っておられます。下手の方にはね。まあ、影響は下手の方が大きいですから、普通は。下手側の方には了解を得た上で、計画をされてると。</p>
	議長 事務局	<p>はい。もう少し詳しく説明してあげてください。</p> <p>改めてですけども。資料 1 の 2 頁目の断面図をお願い致します。まず上の断面図 A-A と云うのが、東郷川と農道との間と云う形になります。で、右側が川ですよ。で、左側が農道。で、川側の方が盛土が高いんです。農道側の方が低くて、水は。ザックリ、地上げの仕方が、言ってみれば、川の方が 1.15 ですね。1.15m。それから農道側が 1.03m と云う事で。僅かではあるんですけど、川側の方が高いですので、雨水は表面を走って農道側の方の水路に流れると。なので、直に川の方に行ったりとかは無い。</p> <p>で、下の断面が、左側が上手、右側が下手と云う事で。これも下手の方が地の方は高くて、上手の水路に向かって水が流れると云う事で。とにかく下手側、或いは川側の方に雨水含めて土砂が流れない様に勾配を設けていると云う事で。</p> <p>先ほど横川委員の方からもありましたけれども。それで、表面を流れていた水が土砂も一緒に流して、そこにある水路を埋めてしまったら、それは地区の求めに応じて、きちっと水路の方は掃除をされると云う事ですので。そう云う事で、或る意味、一応は良いんじゃないかなと云う風に考えますけれども。</p>
	議長 横川委員	<p>今の説明で分かりましたか。横川委員、後、補足説明良いかな、これで。</p> <p>はい。補足説明等。これはまあ、中村委員と自分、果樹園で合うんですけど。その時にね、工事が始まった時点で、私は地区住民、それから中村委員は果樹園を作っていると云う事で。私等の方には説明は無かったんですね。それで、区長の方に説明が行ってるかと思ったら、その時点では未だ区長に説明が行って無かった。後日、区長の方に説明が行ったそうなんです。で、農業委員会を通して無いんじゃないかと云う話が出て。藤井事務局長の方には、途中ちょっと伝えたんですけども。それ以上の事は私の方もちょっと分からなかったです。</p>
	議長	<p>これは当事者である中村委員がいらっしゃるが、これは梨畑の方には悪影響は、無いな。大丈夫。</p>

<p>4 議事 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	中村委員	<p>今のところは大丈夫ですけど、やっぱりそこに行くまで結構な盛土がしてあるんでね。今、たまたま強い風が南向きで、逆なんでね。逆に北風が来た時には、台風なんかのね。砂が飛ぶ恐れがあるかなと云う心配はしてますけど。私が始めに言ったのは、何か全然手続き無しで勝手にやっていると云う具合に見たのでね。ちゃんとしなさいと云う話はしました。</p>
	事務局	<p>補足、良いでしょうか。</p>
	議長	<p>はい、補足してください。</p>
	事務局	<p>中村委員、それから横川委員からお話が、それぞれありまして、事務局の方に伝えて頂いたと云うのが、先月の総会のちょっと前だったものです。で、ご連絡頂いたのを受けて、先月の総会の現地確認の時にですね、此処の現場に行きまして、現地作業員の方に。偶々社長が居られたんですかね。まあこう云う事で手続きをきちっとしなさいよと云う指導を、会長の方からして頂きました。それを受けての届出であります。と云う事をご報告しておきます。</p>
	議長	<p>はい。質問の方、良いですか。はい。それでは、その他に質疑はございますか。</p>
	土井委員	<p>はい。</p>
	議長	<p>はい、どうぞ。土井委員どうぞ。</p>
	土井委員	<p>これは、畑にされるんですね。此処に宅って書いてあるので。</p>
	議長	<p>説明してください。</p>
	事務局	<p>あの、図面の方がですね、誰々さんの土地と云う意味合いで書いておられるようです。建設会社が。で、そこ。下の方、見て頂くと、●●宅と云う風に書いてあります。田んぼですから、要は誰々さんちの土地ですよ。誰々さんちの土地ですよと云う事で。図面を作った人が宅と云う表現をされていると云うご理解をお願い致します。</p>
土井委員	<p>横川さんに聞いて納得したけど。修正できればしておいてください。資料作成までに。</p>	
事務局	<p>はい。分かりました。</p>	
議長	<p>その他質疑はございますか。無い様でございますので、以上で報告事項は終わります。</p>	
(議長)	<p>次に日程 4 番、議事に入ります。議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」</p>	
事務局	<p>を議題と致します。それでは、事務局より説明をしてください。</p>	
事務局	<p>議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本</p>	

委員会の意見を求めるものです。

(資料は、4-1 頁、資料 1 の 3 頁から 7 頁)

番号 1 土地の所在 大字 長和田——、現況地目は 田、転用面積 1,347 m²。転用計画の用途は商業・サービス等であります。施設概要は店舗・駐車場。建築面積は 222.69 m²。借人は、東京都品川区 株式会社●●、貸人は、長和田●●並びに●●。契約内容は、25 年の賃貸借契約であります。立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 管理設道路沿道の区域、許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資ありでございます。

事業内容は、店舗を移転し、駐車場を拡張するもの。駐車場は、現在普通車 12 台ですが、普通車 26 台・大型車 1 台へと増設するものであります。造成盛土高は平均 1.2m、盛土法面はコンクリート張りをして、法尻に土止めブロックを配置し、併せて U 型フリームで、コンクリートの水路になるんですけども。こちらで排水溝を設けるものであります。

農業振興地域整備計画の農用地除外の手続き中でございます。今後除外見込みであります。見込みは概ね来月 7 月中での除外見込みと云う事になります。土地改良区の同意書並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。土地改良区の方は通常意見書と云う事になりますけども、未だ農用地から除外をされておられませんので、決済金を貰ったりと云う事はちょっとできないと云う事で。但し、事業につきましては同意をしますと云う事で、同意書が添付されております。

それから、頁をめくって頂き 4-1 頁が航空写真による位置図です。別冊の資料 1 をお願いします。資料 1 の 3 頁目が現地写真です。頁をめくって頂き 4 頁目が公図。それから 5 頁目が土地利用計画図。6 頁目が店舗平面図。7 頁目が店舗立面図でございます。

資料 1、5 頁の土地利用計画図をご覧ください。5 頁の土地利用計画図。こちらですね、黄色に着色しております用地がこの度の申請地で、その下側が現在の店舗敷地でございます。

土地利用計画につきましては、申請地の中央に店舗を新設移転し、現在の店舗の場所と新店舗の左、西側ですけども。こちらは駐車場。新店舗の右、東側になりますが、こちらは緑地とする計画であります。緑地の方は盛土は致しません。

先ほども申しましたが、盛土法面は土止めブロックを配置した上でコンクリート張りし、U 型フリームで店舗並びに駐車場の雨水を受けて、県道側の広い水路へ排出する計画であります。

	議長	<p>また、申請地東側に配置する緑地は、先ほど言いましたけれども盛土は行わず、境界ブロックを設けて雨水による土砂流出を防止する計画であります。</p> <p>以上が番号1でございました。続いて、議案書戻って頂きまして4頁でございますが、 (資料は、4-2頁、資料1の8頁から13頁)</p> <p>番号2 土地の所在 大字 水下一、現況地目は 畑、転用面積 408 m²の内 60.14 m²であります。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅。建築面積は 59.62 m²であります。譲受人は、はわい長瀬●●、譲渡人は、水下一●●。契約内容は、売買による所有権移転でございます。立地基準の判定に係る農地区分は 第3種農地、区分決定根拠は 管理設道路沿道の区域 です。許可根拠規定は 第3種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資ありでございます。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅1棟。事業の全体面積は、申請地北隣の宅地 171.61 m²を合わせて 231.75 m²でございます。農業振興地域整備計画において、農用地除外済み。土地改良区の意見書は添付されております。隣接耕作者はございません。</p> <p>議案書の方、頁をめくって頂き4-2頁が航空写真による位置図でございます。羽合小学校の北側、プールが見えると思うんですけども。その北側の水下一集落の東の端に位置を致します。赤い点線で囲っている所が宅地部分でございます。赤で塗っている場所がこの度の申請地であります。</p> <p>それから別冊の資料1、8頁目をお願い致します。資料1の8頁目が現地写真であります。それから頁をめくって頂き9頁目が公図。10頁目が求積図。11頁目が土地利用計画図。12頁目が計画断面図。13頁目が建物の平面図であります。</p> <p>申請地につきましては、雨水は申請地東側町道の側溝へ排出する計画であります。また、南側の隣地境界にはコンクリートブロック壁を設け、雨水による土砂の流出を防ぎます。</p> <p>以上、番号1番号2の申請につきましては周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。事務局からの説明を以上で終わります。この案件につきましては現地確認を行っており</p>
--	----	---

	<p>谷岡委員</p> <p>議長 中村委員</p> <p>議長</p> <p>横川委員 議長 横川委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>ます。現地確認の報告は、案件が二つございますが、番号1の案件を12番の谷岡委員。そして番号2の案件を、1番の中村委員に報告をして頂きます。それでは先ず、番号1の現地確認の報告をお願い致します。谷岡委員、お願い致します。</p> <p>本日1時半より、長谷川会長、蔵本職務代理、中村委員、北野推進委員と私と事務局2名、計7名で現地確認して参りました。案件1の、皆さんご存知のコンビニエンスストアの所ですけど。資料1の5頁を見て頂いて。先ほど局長が、みんな言われたんですけど。この三方向ですね、三方向を、造成盛土高1.2m、法面張コン、土止めブロック、U型250フリームと云うのをを使って、前と同じ格好にするみたいです。で、隣接農地に別に影響は無しと考えます。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。それでは番号2の現地確認の報告をお願い致します。</p> <p>はい。この、水下の畑の件ですけど。現地確認に行つて説明を受けたんですけど、この土地自身が、小学校が出来るときに同時に地上げされた土地であります。それで今回、その部分の一部を宅地に転用すると云う事で、農地転用の申請が出ております。で、先ほど色々資料が出ましたけど、水田になっております408㎡の内の60.14㎡。これを宅地に転用すると。で、譲渡されると云う事でありまして。もう既に地上げされていて、隣は●●さんの、既に宅地になっております。で、合わせた格好で譲渡されると云う事で。特に、一部分の60.14㎡の農地転用については、大きな問題は無いと云う具合に判断しました。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。ご苦労様です。以上で現地確認の報告を終わります。ただ今から、それでは質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、横川委員どうぞ。</p> <p>はい、すみません。5番横川です。1番の、このコンビニエンスストアの土地拡張の、この分なんですけど。隣りの下側と云うか、4-1の航空写真を見て頂いたら分かると思うんですけど。申請地の隣の分ですね。此処の境界の高さは、今の、現存している店舗の高さと一緒になると思うんですけど、その隣接する横の水路の方も、多分製品のL型を使ってすると思うんですけど。その隣とは話は出来ているんでしょうか。</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>隣接耕作者の同意書が取られておりますので、当然施工方法なりにつきましては、地主さんの</p>
--	--	---

<p>議案第 10 号 非農地の現況証明について</p>	<p>横川委員 議長 横川委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>方に説明・了解をもらった上でと云う事になりますけれども。ちょっと確認を致しますと、隣の方の同意書のところに附帯条件と云うのを地主さんの方が付けておられまして。ちょっと読み上げさせていただきますね。「敷地内雨水の排水に万全を期し、田の方に流入しない様にする。こと。」、それから「田の方に照明の明りが来ない様に、笠などの手立てを行うこと。」、それからもう一つありまして、「ゴミ等田の中に入った場合は、除去すること。」と云う附帯条件を、まあ、こう云う条件を履行しなさいよと云う事で同意をしていらっしゃいますので、そう云う意味では 3 項目ありましたけれども、1 項目めの「敷地内雨水の排水に万全を期し、田の方に流入しない様にする。こと。」と云う事で。そう云う事で、きちんと話が通っていると。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>はい、横川委員、良いですか。</p> <p>良いです。</p> <p>はい。その他に質疑、ございますか。無ければこれで質疑を終結し、そして採決を行います。議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、原案のとおり可とすることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員が挙手であります。従いまして、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 10 号、「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは事務局、説明をしてください。</p> <p>議案書は 5 頁でございます。お願いします。</p> <p>議案第 10 号「非農地の現況証明」について説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁と資料 1 の 14 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 久留——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積 454 m²。申請人は橋津●●。附記と致しまして、昭和 50 年以降農地として利用していないものであると云う事でございます。議案書の頁をめくって頂き、5-1 頁、こちらが航空写真による位置図でございます。</p>
----------------------------------	---	---

<p>議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>議長</p>	<p>国道 9 号と国道 179 号の交差点付近、国道 179 号の起点と云う事になりますが。あと、現地の写真につきましては、別冊資料 1 の 14 頁、一番最後の頁でございます。ご覧をお願い致します。説明は以上であります。</p>
	<p>北野推進委員</p>	<p>はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、本案件につきまして、もちろん現地確認を行っております。この案件の現地確認は、報告は 18 番北野推進委員をお願いを致します。それでは報告をしてください。</p> <p>報告致します。資料 5-1、場所は先ほど藤井局長が言われました。国道べりに昔コンビニエンスストアがあって、直ぐ潰れましたが。あそこの裏側の土地です。で、地目は田となっておりますが、地上げがしてあり畑の様な状態になっておりました。14 頁の下の分の写真を見て貰えますか。50 年以降農地として利用しておらず、畑地に雑木が生えておりました。農地として復元するには難しく、非農地として認めて良いと思います。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。これで現地確認の報告を終わります。ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>無いですか。それでは質疑を終結し、採決を行います。議案第 10 号「非農地の現況証明」について、原案のとおり可とすることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方でございますので、議案第 10 号につきましては、原案のとおり決定と致します。</p>
	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第 11 号、「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この議案につきましては、8 番の山上委員に関する事項がございます。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事に参与する事が出来ません。この議案の審議が終結するまでは退席をお願い致します。それでは退席をしてください。</p> <p>(山上真治委員 退席)</p> <p>それでは会を続行致します。「農用地利用集積計画の決定」についての説明を、事務局お願い致します。</p> <p>議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定」について説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意</p>

<p>議案第 12 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>見を求めるものです。公告予定日は令和元年 6 月 17 日であります。</p> <p>(資料は、6-1,6-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表でございます。関係戸数は借り人 2、貸し人 4 でございます。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 1 件で 1,550 ㎡、3 年以上 6 年未満が 1 件で 1,259 ㎡、6 年以上 10 年未満が 2 件で 6,401 ㎡であります。設定作物等面積は、水田として利用が 7,660 ㎡。転作田として利用が 1,550 ㎡。利用権設定面積率は 0.071%でございます。詳細については次の頁 6-2 の各筆明細となります。こちらの方をご覧頂きたいと思いますが。整理番号 2、整理番号 3、整理番号 4 と、借人の方はですね、鳥取県農業農村担い手育成機構と云う事で、中間管理事業に出すものでございます。それぞれ整理番号 2,3,4 と云う事で、次の議案に出て参ります配分の方で、また出て来るものもでございますので、よろしく願いを致します。</p> <p>で、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。無い様でございます。無ければ質疑を終結し、採決を行います。「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>次に議案第 12 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。</p> <p>山上委員は一度入って貰って。直ぐ出て貰いますから。</p> <p>(山上真治委員 入室)</p> <p>この議案につきましては、8 番山上委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事に参与する事が出来ません。従いまして、この議案の審議が終結するまで退席をお願い致します。じゃあもう一度、退席してください。</p> <p>(山上真治委員 退室)</p> <p>それでは、「農用地利用配分計画の策定」について、事務局より説明してください。</p> <p>議案第 12 号「農用地利用配分計画の策定」について説明します。次のとおり、農用地利用配</p>
--------------------------------------	----------------------------------	--

	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p>	<p>分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>別冊資料 2 をご覧頂けますでしょうか。一つ頁をめくって頂きまして、利用配分計画各筆明細でございます。</p> <p>番号 1 権利の設定を受けるもの 北栄町 株式会社●●。土地の所在は記載のと通りの 1 件でございます。面積が 1,132 m²。こちらは 5 年 6 か月の使用貸借による水稻栽培であります。</p> <p>番号 2 権利の設定を受けるもの 宮内●●。土地の所在は 記載のと通りの 4 件で、面積合計 2,638 m²、5 年 6 か月の使用貸借による水稻栽培です。</p> <p>番号 3 権利の設定を受けるもの は番号 2 と同じく●●。土地の所在は 記載のと通りの 1 件で、面積は 1,482 m²。こちらは 6 か月の使用貸借による水稻栽培です。番号 3 については、中間管理権が今年の年末までとなっているため、1 作のみと云う事の配分であります。</p> <p>番号 4 権利の設定を受けるもの 藤津 合同会社●●。土地の所在は 記載のと通りの 6 件でございます。面積合計 5,737 m²、5 年 6 か月の使用貸借による水稻栽培であります。</p> <p>頁をめくって頂き 3 頁目。</p> <p>番号 5 権利の設定を受けるもの は番号 4 と同じく●●。土地の所在は各筆明細記載のと通りの 3 件で、面積合計 2,567 m²、6 か月の使用貸借による水稻栽培です。番号 5 につきましても番号 3 に同じく、中間管理権が今年の年末までとなっているため、1 作のみの配分でございます。</p> <p>番号 6 権利の設定を受けるもの 田後 株式会社●●。土地の所在は明細記載のと通りの 5 件で、面積合計 6,401 m²、9 年 6 か月の使用貸借による水稻栽培であります。説明が以上でございます。</p> <p>はい、以上で説明を終わります。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと聞いてみます。</p> <p>どうぞ。河井推進委員どうぞ。</p> <p>利用配分計画、今言われましたね。株式会社●●、はわい長瀬——ですか。これは今の議案の方ではどれになるんですか。</p>
--	---	---

	<p>事務局 議長 事務局</p> <p>河井推進委員 事務局 河井推進委員 事務局 河井推進委員 事務局</p> <p>議長 河井推進委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>よろしいですか、回答。 はいどうぞ。 株式会社●●の方はですね、配分替えですので。これまで中間管理事業に出していた土地なんですけども。 これまでの。 そうです。耕作者が変わると云うか、配分が変わる。 今日のは出てない。 今日の利用権設定の方には無いです。 これ、比べて見てたら無いものだから。 利用配分計画は、あくまで中間管理事業に出ているものに対して、誰々さんに作ってくださいと云う事ですね。場合によっては、中間管理に出していたけれども耕作者の方が変わると云う場合には、配分と云う事で。また、改めてになるものですから。そう云った形態で、今ご質問有ったケースは、そう云う事になります。 河井推進委員、良いですか。 分かりましたけどね、今の資料、集積計画と違うんで。中には合っているのもあるし。それで、何かなと思って。だから今日出ているのは、来月に出るのかな。 よろしいですか。 もう一度、そのところ説明をお願いします。 まず利用権設定。本冊 6-2 頁ですね。まず、整理番号 2。こちらの方の田んぼが 4 枚ある分は、資料 2 の 3 頁の、番号 6 の。番号 6 に 5 筆ある内の下 4 筆が、丁度その場所なんですよね。はわい長瀬——、長江——、長江——、長江——と云う事で。それから利用権設定。6-2 の利用権設定の整理番号 3 につきましては、資料 2 の 2 頁の、番号 2 で 3 筆出て参ります。光吉——、3 筆ね。そこ、出てきます。それから利用権設定整理番号 4 の分が、3 頁。整理番号 6 の、5 つある内の一番上。最初に書いてある分と云う事で。この度の中間管理事業に出しているものにつきましては、全てこの度、配分がしてあります。で、偶々整理番号、配分の方の整理番号 1 につきましては、配分替えだったと云う事でございます。 ただちょっとね、見比べてみないと分かり辛いと云う事も、確かにありますね。</p>
--	--	--

議長	はい。良いですか。
河井推進委員	はい。
議長	はい。山本推進委員、どうぞ。
山本正義推進委員	今、これ見て、何ですけど。作って貰うのは良いんだけど、まだ、田んぼは荒かして、田植えもしてないし、畔草も物凄い。これ、許可するのかと思って。物凄いよ、これ。名前を言えばあれだけでも。
議長	もっと具体的に。
山本正義推進委員	作ってもらうのは良いと。それはありがたい事だけど。けど、もう少し作る管理をしてもらわなくちゃいけない。
議長	そう云う所があると。
山本正義推進委員	荒れてるし、畔草は茫々してる。まだ、うちの所、白石はまだ植えてないんだが。そんなのを許可すると云うのは、自分はおかしいと思うんだけど。
尾川推進委員	同じくで。ひかり園の所の田んぼもですね、去年も一昨年もですけど、一回も畔草を刈って無かった。みんなうちが畔草を刈って。言ったんだけどね。会合の時に。「刈ってよ。」「はい、刈りますから。」と云っておられたけど、全然刈らなかつた。
山本正義推進委員	もう少し、草刈りしてもらわないと困るな。隣りは。
徳岡推進委員	事業に無理があるんじゃないかと思う。
山本正義推進委員	無理がある。
議長	いわゆる、利用権設定が組んであるけれども、その、受け手の人が管理をされないと云う事だな。それ、一年中投げてある。
山田推進委員	いや。田植えも遅れてるし、今。
山本正義推進委員	田植えも遅れてるし、トラクター田んぼの中に置いている。
議長	何時かは植えられる。けどもそれじゃあ、ちょっと、見苦しいと云う事だな。
山本正義推進委員	見苦しいと云うより、本当に出来るんだろうかと思って。
事務局	良いですか。
議長	はい。
事務局	苦情は良く分かりますが、ただ、受けてくださってる方が「じゃあそう云う条件であれば受け

	<p>尾川推進委員</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>尾川推進委員</p> <p>徳岡推進委員</p>	<p>られませんよ。」と云う事になった時に、田んぼを誰が守るかって云うと、誰も守ってくれないんですよね。で、本来例えば、羽合水田の様な所で畔草が刈れないって云うのは、畝まえが小さすぎて畔が沢山ありすぎるので。</p> <p>大規模化と云うのを考えれば、北栄町の様な一丁窪とかと云う事で、出来るだけ大きな窪で整備をし直して、畔草を刈るべき部分と云うのを極力減らして行くやり方じゃないと、効率が上がりません。それを考えれば確かに整備上の問題、制度上の問題、或いは改良区、或いはその土地の所有者の意向と云う事も関連してきますので。どうしようもない面はあります。</p> <p>実際のところ、大規模にやっておられる方は、手数限られちゃいますから。窪が小さくなればなるほど、手が掛けられなくなって来ると云うのが現実だと思います。</p> <p>何れにしても、誰が、じゃあ、その農地を守ってくれるかと云ったら、ある意味、藁をも縋る思いで、たくさん作っておられる方に「何とか受けてくださいますか。」と云う話になってるんで。畔草、刈れる・刈れないと云う話になると、もう完全に考え方を改めて、別の方法を検討しなければならない事になると思うんですよ。</p> <p>例えば借りて耕作する人が、例えば岩美の方のやり方でしたら、借りるんだけども、畔草は地主さんに「刈ってくださいな。」と云う事で、畔草の刈り賃をお渡しすると。そう云うやり方を岩美の方の農業法人さんはやっておられます。そう云うやり方でもしない限り、その畔草の解決と云うのは、極めて困難だと思います。で、今の段階では何とも言えない。</p> <p>ですから、別に借りるなどとは言いません。ただ、やっぱり田んぼを作るべき人。最低限の事はやってほしい。あれもこれも、あれもこれもやってほしいとは言いませんので。近隣に迷惑が掛からない程度の、草刈りはしてほしい。これだけまで伸びてるやつをやると大変でしょ。そこまでするまでに1回か2回は刈ってほしい。と思います。まったくもって刈られない。</p> <p>畔草を刈る様な働き掛けは、誰がする。</p> <p>そうです。</p> <p>そこをね、農業委員がするのか、事務局がするのか、働き掛けを。そう云う事をして行かないと進まないよ。もう手一杯で出来ないって事でしょ。畔草は後回して事だろ。例えばその営農集団に「田んぼの畔草かってください。」だとかね。それから地主さんに「やってください。」とか。働き掛けをする様な機会を設けてもらわないと出来ない。</p>
--	---	---

議長

えっと、私は議長だから、何だけど。今の様なやり取りはね、良く聞くんですよ。実際、事務局に私も座っております、こう云った例も良くあるんですけども。やはりその、大型農家が沢山持ち過ぎて、畔草を刈るところまでなかなか、正直ならんでしょうな。そう云った方々が居られます。

でも、それじゃあですよ。今局長が言いましたけども、「それじゃあ作って貰わんでも良いから。」と云う事で投げしておく訳にもならない。そこでね、それじゃあ受け手が一から十まで、畔草刈り、それから水張り、水管理。問題はこの中間作業なんですよ。大変なのが。外の方だったら大体。この間の長江の方の事例で。頼んでも頼んでも。そりゃ「最初の作業はしてあげるけども、畔草刈りと水管理は出来ません。」て云うのが、これが手一杯の原因なんですよ。一つの問題なんですよ。

そのところを天秤を掛けながら、こちらの方としても「なんとか作ってくれないか。」って言って。お願いする訳ですよ。荒らしてしまう方がまだいけないですよ。

そこでこの前から時代が変わるにつれて、山でもそうですけども。梨山なんかでもですね、今までは10軒20軒作っていたのが、今、1軒や2軒になっちゃいまして、農道の草刈りも大変です。農道の保全作業も大変。それと同じで田んぼもね、今までは1軒や2軒が頼んでいた人が、10軒も15軒もその人に頼むもんだから、その人、当然手薄になりますよね。その辺りの仕組みをですね、やはりその、梨畑に上がる農道辺りでもですね、「梨を止めたから、もう作業に出ません。」と云う風な在り方で良いのか。

やはりその、固定資産と云うものが山にあるんだから、やはり作業には参加してほしい。それから水田でもそうですよね。他県の方でもありますけれども。地主さんを管理に参加させると云う風な所があります。ま、此処はそう云う風なイメージは無いですけども、まだまだ。根付いてないですけども。やはりそう云った風なその、かなり、その大型農家に、担い手に、かなりしわ寄せが行っている。

それから、畔草刈りだけじゃないですよ。堰上げもそうです。あっちの堰上げもこっちの堰上げも、皆日曜日にするのに出られないですよ、大型農家は。でも、それでも地元農家の人は「何であいつは出て来ないんだ。」と云った風なやり取り。そこで終始してしまう。そりゃ大変だと思うんです。そこで、どこで折り合いをつけるかと云えば、今、徳岡推進委員がおっしゃっ

	<p>河井推進委員</p>	<p>た様に、現場を見ている農業委員さん。やはりこれは口添えしても良いと思うんです。「畔草が生えて隣地の方が困ってられるんで、何とかしてあげてもらえないだろうか。」って。そりゃ手一杯なのは良く分かるけども。でもちょっと一声して頂ければ、またそれで1回でも刈ってもらえるかもしれない。</p> <p>会長、今の話しね。難しい、確かにね。難しいけど、今此処におられる人がね、何処に相談するんじゃないかと、今会長が言われた様に。誰かじゃなくて、農業委員として話をすれば良いじゃないですか。他人に持って行かずに、みんなで。と云うのが私もね、この間あったんですよ。長江に。刈らないと云う人がいて。「何で刈らないんだ。」って、ちょっと怒ったんですよ。良く知っている人ですけどね。「刈ります。」って、今度はケンカになりますけど。「何時刈るんだ。」て言って。そう云う人いるけど。やっぱり此処の人が言わなくちゃいけない。まあそりゃ、徳岡推進委員が言った様にね。何処がするんじゃないかと、此処の人が、やっぱり地域・地域ある訳ですからね。注意したら良いじゃないですか、そこまで言うなら。誰に持って行くんじゃないかと、自分等此処の人が考えてやったら良いんじゃないかな。多少でも言わないと。</p> <p>それから、やっぱり放棄になるよりも、担い手が出来るんだから、多少でもしてもらわないと。今、局長が言った様に、ある程度辛抱しないとね。そのまま借りても無い。中間管理機構もしない。今度は却って悪い。作れなくなってしまう。だから、解決にはならないかも分かんけども、此処の人が何とか、その場所・場所がある訳ですからね、委員さんが。自分等が多少でも注意なり、こう云う状態だと云う事を、連絡なりと云う事をしてあげるのが良いんじゃないかと。</p>
	<p>尾川推進委員</p>	<p>10回の内2回でも良いから、刈った格好にしてもらったら良いので。「後は私が刈るから」と云う事で思ってるけどね。1回でも良いから。</p>
	<p>河井推進委員</p>	<p>でも、受けておられるんだから。こうやって受けておられるんだから。してもらわなくちゃいけないけども。どうしようもないのも。その内にされると思って、辛抱したら。ある程度は言わなくちゃいけないけど。</p>
	<p>議長</p>	<p>ある程度はですね、管理をしておられると云う姿が見えればですね、意思があれば、そりゃまあ、ちょっと我慢せにやならんところもある。けども、管理放棄をされるんだったら、いけませんからね。違反ですよとキツク言いますしね、こっちも。ましてや言わなくちゃいけませんしね。管理放棄と云う事になって来れば。</p>

	<p>河井推進委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>尾川推進委員 事務局 尾川推進委員 土海委員 議長 土海委員</p> <p>議長</p>	<p>事務局としても言い難いと思いますわ。ただ、そう云う事情があるからちょっと。だから、気が付いたら言ってあげるのが良い。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>徳岡推進委員からもお話があつて。誰が声掛けをするかと云う話があつて、会長からもお話を頂いて、河井推進委員からもありましたけども。やっぱりね、事務局から言うのは、通知であつたりなんかしても、声掛けても動かない人は動かないと思うんです。それよりは、委員さん・推進委員さんが直接声掛けて頂いた方が、絶対効果がありますので。</p> <p>分かりました。</p> <p>お願いします。</p> <p>声掛けてみます。</p> <p>それと。</p> <p>どうぞ。</p> <p>今の話しですけどね。やっぱり、農業委員会と云うか、大きな組織で「こう云う風に決めたので、皆さんも協力してください。」と云う全体的な意見の方が、説得の仕方もあるんじゃないかと考えます。</p> <p>それから貸し借りの件ですね、貸したら貸したままほったらかしで、と云うのが多いんだな。で、堰上げにしても出て来ない。そう云うのも、貸し借りの時にひと言声をかけておいたら。</p> <p>はい。色々なご意見を頂きました。本当に難しい問題だと思うんですけどね。こう云う事は広報活動なんかを通じてですね、町報なんかでもね。上手い事やる方法があれば。また口で言い難い事もあるしね、人間関係が。ただ、広報活動なんかでも、町報の方で、農業委員会だよりなんかでちょっと、コメント的な何かを。</p> <p>ちょっと脱線しました。取り敢えずですね、山上委員が外の方で待ってますので。採決を取りたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>それでは質疑を終結し、採決を取らせて頂きます。議案第12号「農用地利用配分計画の策定」について、原案どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p>
--	---	---

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>はい。全員の方でございます。議案第 12 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>(山上真治委員 着席)</p> <p>以上を持ちまして、議事を終わります。</p> <p>その他に入ります。それでは 7 月定例総会。このことについてお諮りを致します。それでは説明をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 7 月定例総会 <ul style="list-style-type: none"> 7 月 10 日 (水) 午後 3 時 00 分から 第 3 会議室 ○ 6 月農家相談会について 6 月 20 日 (木) 9:00～正午 第 3 会議室 <ul style="list-style-type: none"> 当番は、谷岡貞幸 委員、土井繁美 委員、山本美代子 推進委員 ○ 農地パトロールについて <ul style="list-style-type: none"> 一斉農地パトロール 7 月 24 日 (水) 又は 7 月 25 日 (木) の何れかで実施 ○ 非農地認定について ○ 「平成 30 年度目標及びその達成に向けた活動の点検評価」及び「令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画」の決定 ○ 全国農業委員会会長大会等について <ul style="list-style-type: none"> ・長谷川会長から 会議等の詳細報告
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上を持ちまして、総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後 4 時 4 0 分)</p>